

# 関係事業者等からのヒアリング (総括)

## 1. 法体系全般

事 項	委員会におけるヒアリング概要	事務局個別ヒアリング概要
<p>③ 具体的には、現状のサービスごとの「縦割り型」の法体系について見直しを行い、特に、「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改め、レイヤー内及びレイヤー間の事業展開の自由度を高め、迅速かつ柔軟な事業展開が図られるようにするとともに、レイヤー内及びレイヤー間の規律を可能な限り合理化し、統一的な競争条件及び利用者保護を検討することは適当か。</p>	<p><b>【賛成】</b>            (日本ケーブルテレビ連盟)  <input type="radio"/> <u>賛成</u>。</p> <p>(衛星放送協会)  <input type="radio"/> <u>賛成</u>。  <input type="radio"/> 関連する他の法律、特に<u>著作権法</u>も同様の観点から見直しを検討すべきと考える。</p> <p>(インフォシティ)  <input type="radio"/> <u>賛成</u>。</p> <p>(スカパーJSAT)  <input type="radio"/> 同様のサービスを行う企業間の<u>競争条件を同一</u>とすることで、<u>健全な競争環境が整うことを希望</u>。</p> <p>(全国消費生活相談員協会)  <input type="radio"/> 通信・放送が一体となった新たなサービスが提供されるのであれば、それに伴う<u>法体系も通信と放送を包括した法体系が必要</u>。</p> <p>(在日米国商工会議所)  <input type="radio"/> 市場の変化を反映し、促進するような新しい法的枠組みについて<u>賛成</u>。</p> <p><b>【反対】</b>            (民放連)  <input type="radio"/> <u>放送法はレイヤー型包括法の対象に含めるべきではない</u>。            ・民放連はこれまで、「<u>地上放送（ラジオ放送、テレビ放送）のレイヤー型法体系への転換には反対である</u>」と主張してきた。            ・現行制度の放送局免許は<u>電波法（伝送設備規律）に基づく「施設免許」</u>であり、放送番組の内容は<u>放送法（自主自律によるコンテンツ規律）</u>の規律を受けるという<u>二層構造による「間接規制」</u>に特徴がある。番組内容に対する行政の直接的な審査・関与を防ぐことで放送の自由を制度的</p>	

に保障してきた経緯があり、こうした制度的枠組みは将来にわたり堅持すべき。

・地上放送事業者はハード・ソフト一致を前提に、「地域性」を発揮しつつ、災害時等の緊急放送はもとより、国民・視聴者が望む番組をいかに確実かつ効率的に制作し、送り届けるかを至上の命題として捉えている。自然災害が頻発する日本において、放送による災害報道は電気、ガス、水道などと同じように極めて重要な国民のライフラインと捉えられており、その責務をすべての放送事業者が日々感じながら、業務を遂行していることに大きな意義がある。ハード・ソフト一致を制度的に担保することで良好に機能してきた地上放送の法体系を、あえて変更する必要性は見当たらない。

・新たなサービス等を実現するために、放送法を含むすべての関連法を包括する必然性はなく、無理な包括化によって、これまで「放送」が果たしてきた機能・役割が損なわれることを大いに懸念。「放送による表現の自由の確保」を目的とする放送法は、レイヤー型包括法の対象に含めるべきではない。

Q 現行は伝送設備規律と、自主自律によるコンテンツ規律という二層構造になっているという話だが、この自主自律によるコンテンツ規律はCATVだとか役務利用放送についても適用されるということか。

A ここで言っているのは地上放送のこと。ただ、ラジオとかBSも民放連の構成者であり、災害等を考えるとラジオもまた基本的インフラに近いもの、基幹放送や地上のテレビ放送と同等のものだと考えている。また、BSも全国一律に同じ情報を届けるという点で準基幹放送的な役割だと考えているところ。

Q CATVや役務利用放送は違うということか。

A その通り。ここで申し上げているのはいわゆる基幹放送的な要素を持っている放送のことであり、経営主体は民間放送連盟に加盟している社を律する、ということ。

○ 電波法を包括法の対象とするかどうか、慎重な検討が必要。電波法は電波の混信防止などにより電波の公平かつ能率的な利用を確保することを目的として、情報通信に直接関係がない設備や自営設備等も規律していることから、電波法は独立して存置するほうが法体系として簡明。

**【包括化対象を限定】**  
(NHK)

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 電波法は、電波の混信防止等によって、電波の公平かつ能率的な利用を確保することを目的として、伝送サービスには関係のない自営の設備についても規律しており、独立してあるほうが法体系全体として簡明。</li></ul> <p>(マイクロソフト)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>メディアサービスを情報通信法の包括対象とすることに反対。</u></li><li>○ 特にオープンメディアコンテンツを、広範な目的を持つ新たな事業法による規制対象とすることは、将来の法改正により大幅な規制強化の道を開く虞がある。</li></ul>	
--	--	--

## 2. 伝送設備規律

事 項	委員会におけるヒアリング概要	事務局個別ヒアリング概要
<p><b>(1) 電波利用の目的</b></p> <p>従来からの電気通信業務用又は放送用の無線局に加えて、柔軟なビジネス展開を可能にするため、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請や免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度について、国際法規との整合性の確保、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する」という電波法の目的等を踏まえて検討することは適当か。</p>	<p><b>【賛成】</b> (KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>検討することは適当。</u></li> <li>○ その際、周波数分配等の国際法規との整合性に十分配慮すべき。</li> <li>○ また、既に実施しているサービスについては、規制強化にならないように検討することが必要。</li> </ul> <p>Q マルチメディア放送について比較審査を経て免許を付与した後、儲からなかったからといって、比較審査を経ずに、携帯に変更するということも許容されるべきなのか？</p> <p>A 通信向けと放送回向けとは、比較審査の基準も異なると思われるので、同じ周波数で通信も放送も良いですよというときに、どういう比較審査になるのかについては見当がつかない。</p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周波数割当計画の「無線局の目的」において、<u>通信と放送を併記できるようにすべき。</u></li> <li>○ ブロードバンドの普及に伴い、放送と通信の技術的な垣根がなくなっていることから、既に割り当てられている周波数についても、簡易な手続で用途の変更をする制度が必要。</li> <li>○ 携帯電話における放送用途として、次のような事項を想定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ トラフィックが少ないエリアで放送に活用</li> <li>➢ トラフィックが少ない時間（深夜等）で放送を配信しておき、携帯電話にコンテンツをためておくなど。</li> </ul> </li> </ul> <p>Q （端末は別として）伝送設備や伝送ネットワークにおいても、単一の技術基準に基づいて、通信も放送も提供しようとしているのか？</p> <p>A 現時点では、通信は通信、放送は放送の技術基準や設備を想定。</p> <p>Q 技術基準が通信用と放送用とで変わるということであれば、免許申請は今と同じ別々でも良いのではないか？</p> <p>A 同じ周波数で通信も放送もできることには意味があると思うが、手続を一緒にするか否かは今後の議論と思う。</p> <p>Q 放送に活用するエリアや時間のイメージは？</p> <p>A エリアについてはルーラルな所、時間については深夜から朝方を想定しており、ダイナミックに活用するのではなく、プリプログラムされた</p>	<p>(通信事業者A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信・放送両方の目的を持つ無線局については、新たな移動通信システムにおいて、<u>ニーズがある</u>と考えられる。</li> <li>○ 例えば、<u>新たな移動通信システム</u>においては、同報の方式において放送とは技術が異なるものの、<u>マルチキャスト配信</u>をアプリケーションとして行うことは<u>可能</u>である。</li> </ul>

	<p>運用。</p> <p>(スカパーJSAT)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>一つの無線局免許で両方の業務を行うことができ、電波利用手続の簡素化が期待できる。</u></li> <li>○ 受託放送業務と委託放送業務（あるいは電気通信業務と電気通信役務利用放送業務）の兼業を可能にし、今後スカパーJSATグループとしてより効率的でフレキシブルな経営展開が可能となるようにすることを希望。</li> <li>Q 同一の周波数帯、同一の電波型式であるにも拘わらず、通信用と放送用とで2つの免許を取得されている例は？</li> <li>A CS放送には、放送用として免許されているもの（受託放送）と電気通信業務用として免許されているもの（役務利用放送）の2つがある。</li> <li>Q 受託放送に比べて規制が緩和されている役務利用放送に移行しないのは、放送用として周波数の割当を受けているためか？役務利用放送に移行することに抵抗がないのか？</li> <li>A 抵抗はない。</li> <li>Q 受託放送業務と委託放送業務の兼業を可能にして欲しいということだが、差別的な取扱いとか不利な取引条件が懸念されるので、受託放送事業者に対して厳しい規制を掛けてきた点をどう考えているか？</li> <li>A 必要な条件を整えて、工夫の仕様があるのではないかと考えている。</li> </ul>	
<p>&lt;放送用周波数の利用&gt;</p>	<p><b>【積極的】</b></p> <p>(日立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>1つの無線局で通信・放送サービスを提供できれば設備効率が良いため、ワンセグ放送技術を用いて、公衆向けサービスと特定利用者向け通信サービスの両方を提供していきたい。</u></li> <li>○ 下り方向の大量同報配信は1つの無線局、1つの技術基準があれば十分であり、多地点での置局において混信保護を保障する仕組みを確立しやすい。</li> <li>○ 他方、1つの周波数帯域で、下り方向の大量同報配信と、双方向通信の2つの技術を収容することは、次の点から困難。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 技術すりあわせで相互依存性が高まると、将来の技術革新を律速する。</li> <li>② 相互依存性を軽減するには、ガードバンドが必要で、電波利用効率を損なう。</li> </ul> </li> <li>Q 携帯端末向けマルチメディア放送との関係は？</li> <li>A 携帯端末向けマルチメディア放送はVHF帯を活用。エリア・ワンセ</li> </ul>	<p>(放送事業者B)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ニーズはある。</li> <li>○ 具体的には、電子看板（デジタルサイネージ）。例えば、バス内の電子看板に向けて、放送波によって情報を送信すれば、一斉に書換え可能。</li> <li>○ また、深夜のテレビ休止時間に、UHF帯を活用して一斉同報して携帯に情報を蓄積すれば、翌朝には書換えができていたというサービスも想定できる。</li> <li>○ 通信用の周波数では、送信コストがかかってビジネスとして成り立たず、放送で使ってきたUHF帯を活用す</li> </ul>

	<p>グは、既に普及しているワンセグ端末を受信端末として希望しているので、現在テレビに使われているUHF帯を活用できるかどうかが課題。</p> <p>Q 低い周波数帯で限られた所のみに配信すること自体、非常に難しいのではないかと？</p> <p>A ご指摘のとおり、競技場のような見通しの良い所では、微少電力でも、かなり遠くまで届いてしまう。</p> <p>他方、都市中では、微小電力でビル陰まで回り込むのは難しく、見えない所が沢山できてしまうので、ビジネスにする場合は、人が集まる交差点や駅が主たる対象。</p> <p>○ エリア・ワンセグは、放送用周波数帯域（UHF）のうち、個々のエリアにおいて未利用の帯域を用いて実証を行っている。</p> <p>○ 狭域コミュニティ・メディアでは、広域サービス用の周波数帯域のホワイトスペースが有効に活用できると考える。</p> <p>○ 広域サービスとの混信保護を保障するために、同じ技術基準での電波利用が実施しやすい。</p> <p>Q 時限付きではなく、通年行う場合のコスト負担の在り方、放送局や通信事業者との連携についても検証してきたのか？</p> <p>A 放送事業者は、電波の取扱が非常に上手い。実験局を申請する上で、ちゃんとホワイトスペースを見つけて、絶対にバッティングしないような周波数帯域を探して、スムーズにやっていただいている。</p> <p>ただ、ビジネスとして、エリア・ワンセグが最終形かという点については、考え方が様々で、これからの段階。</p> <p>サーキット場のCS向上、自治体における市民活動の活性化は、大きなイベントがないと利用者が少なく非効率。</p> <p>オーナーがいない秋葉原とか渋谷では、広告収入モデルになっていくと思われる。</p> <p>○ 現在、放送サービスにおいては、人工衛星の無線局のみが「受託国内放送」を実施可能となっているが、通信・放送サービスへの拡大を望む。</p>	<p>ることが有効。</p> <p>○ 通信用、放送用という目的を併記した無線局の技術基準については、放送の技術基準の方が詳細であることから、放送の技術基準に拠ることになるのではないかと。</p> <p>放送の設備で、下りの通信を配信することは、困難ではない。</p> <p>(通信機器メーカーC)</p> <p>○ 地域によって周波数が逼迫している所はあると思うが、全国的にみれば、空いている周波数はあると思われる。</p> <p>○ 特に放送用に割り当てられている周波数は、下りの移動通信にも適しており、既存の放送事業者に迷惑をかける範囲で、使わせてもいいのではないかと。</p> <p>(製造業者D)</p> <p>○ 2010年代を見通して大きなニーズが見込めるのは、<u>放送用の周波数(UHF帯)を用いて、放送の技術方式で、移動端末に一斉に情報を配信すること。</u></p> <p>○ 移動端末への下りの通信については、現在、通信事業者のネットワークが用いられているが、放送のネットワークを使った方がコスト安。</p> <p>(ベンチャー企業E)</p> <p>○ <u>UHF帯を活用して、ISDB-T方式を基盤に、遊園地や博物館等で携帯端末向け情報サービスの配信の実証を行っている。</u></p>
--	---	--

○ 放送事業者の中にも、干渉を起こさず、技術基準上の問題がなければ通信用途に使うことを検討している事業者はいると思われる。

**【消極的】**

(民放連)

○ 「放送用」周波数は、基幹放送たる地上放送の安全性・信頼性を担保するために、他用途利用を行うべきではない。

Q 深夜に、放送波を使って、携帯にコンテンツを蓄積する等のサービスを実現していこうとする際、現状の制度で制約はないのか？

A 深夜の視聴世帯が増えている。深夜であっても放送を提供する義務がある。仮に他の用途に使われた場合、緊急放送が入ったときでも簡単に明け渡してもらえないことから、深夜といえども他の用途に利用させることはできないのが現状。

○ 「放送事業用」周波数の一部は、例えば放送目的以外の一時的な映像伝送などのニーズがあるような場合には、放送事業者による自律的運用のもとで、他用途利用を検討する余地はありうる。

Q 「放送事業用」周波数の一部については、他用途利用を検討する余地はあり得るとされているが、どのような用途ならば可能なのか？

A 基本的な考え方を示しただけで、具体的にどのようなニーズがあるかは、今後の問題。なお、「放送事業者による自律的運営」とは、他に完全に明け渡してしまうのではなく、放送事業者が編成権を持って対応できる条件で、という意味。

(NHK)

○ 日本の放送用周波数の稠密性

Q 通信の方では徹底的に使いこなすというためにも逆にホワイトスペースのようなソフトウェアラジオとかコグニティブ無線とかいろんな技術が逆にどんどんいこうとしている。これはハード・ソフト一体としてやる理由にもなるかと思うのだが、逆にもなり得るのではないかという気がするがいかがか。

A ホワイトスペースの有効活用については、きちっと現地の調査を行わ



	なければ様々な干渉があったりすると考えているところ。拙速に進めて干渉が発生して視聴者に迷惑がかからないようにしてほしい。	
<p><b>(2) 電波利用手続き</b> 通信か放送かの区分にとられない新しいサービスの円滑な市場投入等を可能とするために、電波利用の手続きについて、例えば、以下の点などについて検討することは適当か。</p> <p>① 地理的に広範に多数の無線局を開設することが必要なサービスに関し、現在は携帯電話の基地局等のみに認められている「特定基地局」の開設計画の認定の対象として追加すべき無線局の有無</p>	<p><b>【賛成】</b> (KDDI)</p> <p>○ 携帯端末向けマルチメディア放送など、「通信か放送かの区分にとられない新しいサービス」の<u>無線局の手続きに関し、開設計画の認定の対象とする無線局を、迅速に追加できる制度について検討することが適当。</u></p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 全国規模のエリア整備は規模が大きく、迅速なサービス開始のため、基地局の円滑な開設計画が要求されるため、<u>携帯端末向けマルチメディア放送については、「特定基地局」の開設計画の認定制度の対象とすることが望ましい。</u></p> <p>(日立)</p> <p>○ エリア・ワンセグにおいては、地理的には狭い範囲であるが、対象エリアの中で段階的に多数の無線局開設計画を行うニーズがあるため、特定基地局のようにあらかじめ対象エリアの周波数割当てが保障されていれば、事業計画が立てやすく、事業参入負荷が軽減されることから、<u>特定基地局の開設計画の認定の対象拡大を望む。</u></p> <p><b>【消極的】</b> (民放連)</p> <p>○ 特定基地局の開設計画の認定については、<u>現状ではニーズがない。</u></p>	
<p>② 新たなシステムの導入のために簡素化することが可能な手続きの有無</p>	<p><b>【免許申請書の統一】</b> (ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 申請書に添付する「無線局事項書」及び「工事設計書」において、放送局が携帯基地局よりも項目が多くなっているため、認定計画制度を導入した基地局については、無線局免許の申請書を統一すべき。</p> <p><b>【新技術への迅速な対応】</b> (スカパーJSAT)</p> <p>○ 外国間の通信においては、新技術を使用したモデムの導入がいち早く計画されることがあるので、人工衛星局の無線局免許についても、短期間で</p>	

新技術に対応できるようにしていただきたい。

**【一時的な運用等】**

(スカパーJSAT)

- 予備系のない小規模な地球局について、設備の一時的入替えや、修理が完了するまでの間の他の地球局による一時的な運用についても、無線局免許の変更申請が必要とされており、柔軟かつ機動的な制度を希望。
- モデムなども変更、交換の都度、無線局免許の変更申請が必要とされており、柔軟で機動的な制度を希望。
- 衛星の追加や変更があると、全ての地球局について無線局免許の変更申請が必要とされているが、電気通信事業者の衛星については、柔軟性・機動性を一層確保できることを希望。

**【審査の短縮化】**

(スカパーJSAT)

- 利用期間の限定や他の無線局へ干渉を与えないことなどを条件に、短期間の審査で、無線局の利用開始が可能となる電波利用手続の導入を希望する。
- 日本では新技術であるが、海外では既に確立されている技術であれば、短期間で利用可能とする電波利用手続の導入を希望する。

### 3. 伝送サービス規律

事 項	委員会におけるヒアリング概要	事務局個別ヒアリング概要
<p>(1) 伝送サービス規律の再編</p> <p>③ 具体的には、受託放送役務や有線テレビジョン放送のチャンネルリース及び有線放送電話等、外形的に伝送サービスと類型化できるもののうち規律趣旨が電気通信事業法の規律趣旨と共通するものに係る規律については、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る方向で検討することは適当か。(当該体系で捉えきれない部分については、特別規定や適用除外規定を設ける方向で検討することは適当か。)</p>	<p><b>【賛成】</b> (スカパーJSAT)</p> <p>○ <u>規律の一元化</u> (競争条件の画一化) <u>を図る方向</u>で検討することに賛成。</p> <hr/> <p><b>【受託放送の扱い】</b> (スカパーJSAT)</p> <p>○ <u>但し</u>、伝送サービスと類型化されるサービスの多くは伝送設備を保有したサービスとなり、必然的に伝送設備規律(現行の電波法等)の適用を受けることが想定されることから、伝送サービスだけを捉えて、電気通信事業法の規律に一元化することで良いかは、<u>以下のポイント等も踏まえて検討することが必要</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>受委託制度が維持されているBS放送・東経110度CS放送に係る伝送サービスについては、外資規制や技術基準等の条件を他の伝送サービスと同一にして良いか</u></li> <li>▶ コンテンツ規律の検討において、「特別メディアサービス」に特有の規律適用を検討していることとの整合性(<u>コンテンツ規律に応じた伝送サービス規律にするか否か等</u>)</li> </ul> <p>Q 同一の周波数帯、同一の電波型式であるにも拘わらず、通信用と放送用とで2つの免許を取得されている例はあるのか。</p> <p>A CS放送には、放送用として免許されているもの(受託放送)と電気通信業務用として免許されているもの(役務利用放送)の2つがある。</p> <p>(株)放送衛星システム&lt;以下「B-SAT」という&gt;</p> <p>○ 委託放送事業者が従前の通り事業を実施できるような法体系の検討を願う。信頼性の高い伝送路を確保するためのBS衛星のシステムは、今後も維持されるべきと考える。</p> <p>Q 受委託放送制度導入前は、私的な契約で、放送事業者であるソフト事業者がB-SATに対して衛星業務を下請・委託していたものが、公的な免許・認定制度によって受委託の関係が規律されることとなったが、これについての影響はどうか。また、競願処理の結果、免許がとれないということになれば、それは非常によくないと考えているのか、それともや</p>	

	<p>むを得ないと考えているのか。</p> <p>A 受託放送事業がとれないおそれもあることから、常に緊張感をもって対応。また、会社の安定的な経営という観点から、衛星の設計寿命期間などのある程度長い期間、事業活動が担保されるような制度が必要。</p> <p>Q 伝送サービス規律を電気通信事業法の規律に一元化が可能と考えているのか。</p> <p>A B-SAT としてはニュートラルな姿勢。もともと、通信、CS 放送、BS 放送をすべて同じに扱うということに関しては疑問がある。</p>	
	<p><b>【チャンネルリース】</b> (日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>○ ケーブルテレビ事業は、多くの場合は<u>地域独占</u>となっている。したがって、<u>チャンネルリースの規律は現行通り必要</u>。</p> <p>Q <u>施設の大部分を借り上げてサービスを提供するという動きについてどう対応すべきか。</u></p> <p>A 他の事業者が持っているインフラを使ってサービスを提供していこうというのは、今後、放送よりも、むしろ通信のサービスで増えていく可能性はある。例えば、地域の番組を、今は隣の事業者に渡し、隣の事業者の放送として流しているが、隣のインフラを使い、こちらから直接放送するということが出てくるだろうと思っている。</p>	
<p><b>(2) 有線テレビジョン放送施設に関する規律</b></p> <p>有線テレビジョン放送施設について、引き続き現行規律(設置の許可制、他の有線テレビジョン放送事業者に対する施設の提供義務、譲渡等の認可制、円滑な設置についての国等の配慮規定等)を維持する方向と、現行規律を緩和して電気通信回線設備を設置する電気通信事業者と同等の規律を適用する方向のいずれ</p>	<p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>○ 現行規律はケーブルテレビが果たしている機能・役割を維持するためには有効に機能している。</p> <p>○ 事業者が何の規律もなしに事業を開始し、また自己の都合により廃止することは、国民の「知る権利」の確保や「受信者利益」の保護が損なわれることになるため、<u>今後とも設置の許可、許可の基準に対する一定の規律が必要</u>。</p> <p>○ 「放送」の伝送は、同時に同じサービスを優位の差なく、確実に多くの視聴者に届けている。このような「<u>放送</u>」としての、「同時に」「<u>安定的に</u>」「<u>確実に</u>」「<u>同じ品質</u>」でサービスが行えるよう、<u>技術基準が確保されることが必要</u>。</p> <p>Q <u>いわゆるベストエフォートのような方式でサービスを提供できないの</u></p>	<p>(放送事業者F)</p> <p>○ <u>有線テレビジョン放送事業者は地域独占的傾向は持つものの、放送サービスは大都市圏を中心に実質的に衛星放送事業者や大手通信事業者との競合状態になっている</u>。よって、有線テレビジョン放送に義務付けられた設置に関する諸規制は<u>電気通信役務利用放送法と同程度まで緩和すべき</u>。なお、視聴者保護の観点から、放送サービスの運用に関しては一定の規律は維持されるべき。</p>

<p>の方向で検討することが適切か。</p>	<p>か。</p> <p>A ケーブルテレビ事業者のほとんどが地上波の再送信を行っており、災害発生時に流れる災害情報等がベストエフォート方式だから放送が切断される、といったことがあってはならない。</p> <p>○ ケーブルテレビでは不法受信の問題が発生している。これはアナログ放送もしくはデジタルの<u>有料放送サービスのスクランブルを違法チューナー等により解除し、ケーブルテレビ事業者との契約なしに無断で受信する行為</u>で、当該行為は抑止されないばかりか、新たな形態の不法受信も顕在化しつつある。こうした事情を踏まえ、<u>法律の規定により適切に対処し得るよう、行為規制、罰則規定等を含めて検討することを願う。</u></p>	
<p><b>(3) 有線放送電話に係る規律</b> 有線放送電話について、引き続き現行規律（業務の許可制等が課される一方、会計の整理等は課されていない。）を維持する方向と、基本的に電気通信事業として扱う方向のいずれの方向で検討することが適切か。</p>	<p>（有線放送電話事業者よりヒアリング）</p> <p>○ 概ね各戸に有線放送電話のほかNTTの電話があり、携帯電話・CATVが普及している現在では、<u>有線放送電話は歴史的役割を終えた。</u></p> <p>○ 新たに設備投資をして新サービスを提供するよりも、現在の設備が使用できる間は、有線放送電話を維持する方がよい。</p> <p>○ 有線放送電話のネットワークは、基本的に閉域網であることを勘案すべき。</p> <p>○ 事務が繁雑になったり、経営を圧迫したりするような過度な費用負担が生じることは困る。職員数も少ないし、新たな設備投資も困難。</p> <p>○ 零細の有線放送電話事業者に対し、電気通信事業法の設備規律を課するのは厳しい。電気通信主任技術者の選任についても同様。</p> <p>○ 提供条件の説明義務・苦情処理義務等については、積極的な勧誘を想定していない有線放送電話には適用する必要がない。</p> <p>Q 主任技術者や苦情処理義務の規定の適用について懸念があるというのはどういう意味か。</p> <p>A 仮に大括り化して、電気通信事業法にある規定をそのまま適用すると、経営の圧迫要因になりかねない、ということ。</p>	

#### 4. コンテンツ規律

事 項	委員会におけるヒアリング概要	事務局個別ヒアリング概要
<p><b>(1)「メディアサービス」の範囲</b></p> <p>「メディアサービス」(仮称)の範囲については、従来の放送の概念を踏まえ、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とする方向で検討することは適当か。その際、現行の放送が多様化している状態に即し、より明確化を図る観点から定義の見直しを検討することは適当か。</p>	<p><b>【賛成】</b> (衛星放送協会)</p> <p>○ 従来の<u>放送の概念で捉えることに賛成</u>する。その場合「メディアサービス」とするより「放送」とした方が理解しやすいのではなかろうか。</p> <p>(ヤフー)</p> <p>○ 従来の<u>放送の概念にとどめる方向性に賛成</u>。</p> <p><b>【反対】</b> Q 通信を使った映像配信、コンテンツのダウンロードに関して、法的にどのような扱いをすべきか。 A (民放連) 発信者の責任が放送においては明確であるのに対し、通信の世界では誰が発信したかわからない。早く関連の事業者が自主的な方策を講じるべきである。早く事業者間で基準をつくったり、実際に違法なものをチェックし削除したりする作業を始めないと、公権力によって規制されるという好ましくない事態を招くのではないかと憂慮している。</p>	<p>(コンテンツ事業者G)</p> <p>○ 携帯キャリアの公式サイトトップページだけで約 2000 万人に情報を提供することが可能となっており、CATV などよりも影響力が強いのではないか。</p>
<p><b>(2)「メディアサービス」の区分</b></p> <p>① 「メディアサービス」について、日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う「特別メディアサービス」を区分する方向で検討することは適当か。</p>	<p><b>【賛成】</b> (日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>○ 賛同。</p> <p>(スカパーJSAT)</p> <p>○ 賛成。</p> <p><b>【反対】</b> (民放連)</p> <p>○ 制度上、メディアサービスの中に「<u>特別メディアサービス</u>」を区分して“<u>特別な公共的役割を担うメディア</u>”と位置づけることは、その類型化や審査などを通じて公権力の関与を現行制度以上に強める危険性があり、<u>慎重な議論が必要</u>。</p> <p>(NHK)</p> <p>○ 「メディアサービス」の中で、「特別メディアサービス」を区分する必要</p>	

	<p><u>性</u>は何か。</p> <p>(衛星放送協会)</p> <p>○ 従来は「<u>基幹放送</u>」、「<u>準基幹的放送</u>」、「<u>一般放送</u>」の概念があったが、これを2区分にする必然性はよくわからない。</p> <p><b>【各論】</b></p> <p>(衛星放送協会)</p> <p>○ 「特別メディアサービス」の定義を提言のとおりとすれば、現行では地上放送だけが該当するものと思われる。一方、<u>地上デジタル放送及び東経110度衛星放送(BS、CS110度)のチューナーを備えた3波共用のテレビが爆発的に普及する現状と帯域の希少性を考慮して従来の準基幹的放送も含める考え方もある。この場合、有料放送と無料放送に非常時対応を含め同一の役割を求めるのか検討する必要があるのではないか。</u></p>	
<p>② 「特別メディアサービス」については、「国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段」の確保を中心に検討することは適切か。</p>	<p>(B-SAT)</p> <p>○ 公共放送、無料放送、有料放送がバランスよく行われる <u>BS放送の社会的影響力は大きく、「基幹放送」に近づいており</u>、この点では有料放送が主体のCS放送とは区別して扱われるべき。</p>	
<p><b>(3)「メディアサービス」に関する具体的規律</b></p> <p>① 「特別メディアサービス」の役割の確実な実施を担保することを前提として、情報流通の中での「メディアサービス」の位置付けや役割の違いに応じ、関係する法律の規定についてレイヤー間の関係が明確化されるよう再編する方向で検討することは適切か。</p>	<p><b>【ハード・ソフト分離】</b></p> <p>(民放連)</p> <p>○ 放送法はレイヤー型包括法の対象に含めるべきではない。(※再掲)</p> <p>Q ハード・ソフト一致の非常に重要な論拠として、緊急災害放送を挙げているが、一致じゃないと緊急災害放送を適正に行えないということがあるのか。イギリスのBBCなどをみると、緊急災害放送だけでなく、国際的なインシデントについても、分離しながら適切な対応を極めて迅速にやっているのだが、一致でなければならぬことと災害放送とのつながりをどのように考えているのか。</p> <p>A 災害時にはマイクロ回線を通して映像とか情報が様々なラインを通りながら東京なり大阪なり発局に上がってくる。発局は、今やっている番組をスポンサーとか全部関連箇所をクリアして直ちに緊急特別番組に入る。そういうときにハードとソフトがバラバラに運用されていると映像</p>	

を集める手段、それから直ちに放送を、現在の放送を打ち切って緊急特番に入る、それからそれをまた、例えばドラマの途中で10分特別番組をやった場合には、また10分後にVTRを巻き戻したりして直ちに復帰するということが必要。非常に修羅場的な混乱の中でやるわけで、こうしたことを考えるとハードとソフトが別の事業者によって運用されているということは、実際の行為上、想像できない。

また、ハードが全国津々浦々に、ビジネスにならないところにまで分離した場合に放送が行き渡るだろうか、ということについても不安があるところ。

Q ではなぜBBCはああいうクオリティの高いものができるのか。

A イギリスのことはよくわからないが、国営放送と民間放送との位置づけとか、発展した歴史的な経過がだいぶ違うので、一概に比較できない。

Q これは民間放送だけにいえるのか。

A NHKも緊急時の対応は同じ。

(NHK)

○ 「3つのレイヤー」について

・ハード・ソフト一体として行う事業も可能としておくことが重要

Q 研究開発を促進するという観点でハード・ソフト一体のメリットがある、ということであったが、その具体的意味は。

A 放送は最終的な表現形式が技術の進歩と表裏の関係にあって発展してきた事業。ハードとソフトを分離することによって技術開発の進歩、イノベーションが阻害されないか、というのがその懸念。新たな今後の表現方法を獲得しようとしていく技術開発を行う契機、意欲や能力などが失われることのないようにしてほしい。

Q それは世界中で共通の特徴か。

A 放送サービスを通じて視聴者に届ける、その表現手段の様々な開発の意欲というのがそこから生まれてきているのは事実。

Q 日本の放送用周波数の稠密性という点について、電波を徹底的に使いこなすためにもホワイトスペースのようなソフトウェアラジオやコグニティブ無線といった技術がでてきており、今後4、5年で劇的に変わる可能性もある。こうしたことはハード・ソフト一体としてやる理由にもなるけれども、逆にもなり得るのではないか、と思われるがどうか。

A ホワイトスペースについては、きちんと現地の調査を行わなければ様々な干渉が起こるのではないか。拙速に進めて干渉が現に発生して視聴者に迷惑のかからないようにしたい。



	<p>Q 現行の地上放送でOFDMという技術が使われているが、これを連結送信するとガードバンドが不要になって、周波数の有効利用は向上する。現在の地上放送はほとんど同じタワーから電波を送信しており、ハード事業者が1つになって、連結送信をすれば、もっと活用できる帯域が広がるのではないか。</p> <p>A 地上デジタル放送を最初に始めるときにそういうことで計画されていればそのようなメリットもあったかと思われるが、現在すでに建設を行っており、また相当の経費もかかることから、それは効率的ではないのではないか。</p> <p>Q 「ハード・ソフト体として行う事業も可能としておくことが重要」とあるが、経営の意思決定としてそういう選択肢があるべきであるということで、規律的にハードの規律、ソフトの規律があるということの特に排除するものではないということによろしいか。</p> <p>A おっしゃるとおり。ハード・ソフト体の事業として同一法人により提供したいという場合に引き続き可能なのか、という点で発言した。</p>	
<p>② 「特別メディアサービス」については、現在の放送に係る番組規律を基礎とし、その他のメディアサービスについては、個々にそれに係る番組規律の合理化を検討することは適当か。</p>	<p><b>【賛成】</b> (衛星放送協会)</p> <p>○ <u>仮に東経 110 度衛星放送が「特別メディアサービス」に含まれる場合でも現行の規律の維持であるならば異論はない。</u></p> <p>○ <u>124/8 度 CS 放送に関しては、放送として守るべき規律は維持するが、現行規律の大幅な緩和を検討すべき。</u></p> <p>Q 放送普及基本計画は衛星になお必要か。 A 東経 110 度衛星放送の普及政策の中で、視聴者のニーズに応えるべく HD化が1つの目標として計画されているところ。我々としてはこの計画に沿ってHD化に努めたい。</p> <p><b>【各論】</b> (民放連)</p> <p>○ <u>番組規律に関しては、法体系の見直しをきっかけとした規律の強化は絶対にあってはならない。</u></p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>○ ケーブルテレビは、地上波、BS/CS 放送の再送信の他、自主放送を行</p>	

	<p>っており、多くの自主放送は、地域行政と連携して地域の行政、安全、防災・災害等の情報、幼稚園・小中学校等のイベント情報、その他住民の生活に密着した情報を提供しており、<u>NHK・民間放送事業者に次ぐ第三の公共的メディアとなっている。</u></p> <p>○ <u>メディアサービス規律の区分について検討する際には、ケーブルテレビの自主放送の番組については、地域において公共的役割を果たしていることを勘案して、一定の規律が必要である。</u></p> <p>Q 「特別メディアサービス」と専門チャンネル等の「メディアサービス」とを区分することについては賛同という記述がある一方で、メディアサービス規律については免許区分にとらわれずに規律を設けることが適当、とあり、矛盾している印象を受けるが、この意味は。</p> <p>A まず、今地上波で行われている放送を「特別メディアサービス」と位置づけることについては賛同する。</p> <p>ただ、ケーブルテレビにも一定の規律をかけないと問題が生じる可能性がある。「特別メディアサービス」でなく「メディアサービス」であるから規律は不要である、というふうにしてすべてを一括りにして考えるのは問題ではないか、ということ。内容によって必要なものは規律をかける必要があるのではないか、という趣旨。</p> <p>Q 有線テレビジョン放送法はハード・ソフト一致、電気通信役務利用放送法はハード・ソフト分離が原則となっており、有テレは地上放送事業者や衛星放送事業者と違って、事業者によって選択できる形で自由度があるわけだが、そのメリットを感じたことがあるのか。</p> <p>A 確かに役務利用放送は自由度が高く、事業者の立場だけから考えればそれでいい気もするが、当該地域に住んでいる住民の利益を守るという意味から言えば、有テレ法は引き続き必要だと考える。</p> <p>Q 有テレ法と役務利用放送法の2つの制度を比べたときの問題点とか、平準化した方がよいという点は。</p> <p>A 有テレ事業者としてサービスを開始し、地域の拡大等々で通信役務を使うというケースが発生する。その場合に、ある一定の基準を超えると役務利用放送法事業者になるということがあり、その点は釈然としないところである。</p>	
<p>③ 「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方に</p>	<p><b>【裁定制度の見直し】</b> (民放連)</p>	

ついて、現行の有線テレビジョン放送法上の義務再送信制度（受信障害発生区域において有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対しテレビジョン放送の同時再送信を義務付ける制度）、同意再送信に係る裁定制度（テレビジョン放送の再送信について放送事業者との協議が調わない場合等に、同意をすべき旨の総務大臣裁定を有線テレビジョン放送事業者が申請することができる制度）の在り方を含め検討することは適当か。

- 現行有線テレビジョン放送法における大臣裁定制度を撤廃し、再送信同意協議を事業者間の協議に委ねる方向で検討することが適切であると考え
- 地上放送の再送信制度の在り方を検討するにあたっては、基幹放送としての社会的機能や役割を損なわないという視点が重要である。
- 放送対象地域外でのケーブルテレビ再送信（区域外再送信）は地域免許制度との調和が必要であり、事業者間で十分協議して決めるべきものである。行き過ぎた区域外再送信が再送信先の地元局の経営を脅かせば、地域免許制度の下での地域に根ざした番組制作そのものを危うくし、結果として不利益を被るのは当該地域の視聴者であることに十分留意する必要があると考える。
- Q 地上キー局が全国津々浦々で放送できていない現状がある。地域免許ということで全域に放送局を広げていって、住民が同じように同じだけキー局の番組を見られるようにしていくべきではないか。ある県に住んでいるから見られる民放の局が少ないという状況を解決していくべきであり、この点が区域外再送信を考える上での大きな問題ではないかと考えているが、そのあたりはどう考えるのか。
- A すべての系列においてキー4局、5局が全47都道府県で見られるかというそうではない。2県では1局のみしかないという状態であり、行き過ぎた区域外再送信については慎重にならざるを得ない。  
従って、例えば放送普及基本計画では全国で4系統の放送を基準にするというのが大原則であるが、それに従ってケーブルテレビ連盟とも協議をしてきたところ。そこでは4系統を基準として考えることについてはお互いに検討していくことで一致しており、不足しているチャンネルについてはなるべく双方が協力し合っていく、という原則になっている。但し、現行は地域免許制をとっており、地方の先々で放送局があるため、そことも両立できるような形でケーブルテレビで補ってもらったり、場合によってはIPTVで補ってもらったり、といったことも行いながら2011年に向けて頑張っている訳であり、そういう意味では民間協議でやっていけるのではないかと考えているところ。  
なお、我々がCATVやIPで発言ができるのは、再送信の中でも、絶対に我々が流している放送の内容を変えないということで、同一性の保持が求められている部分。従って、この条件を破られると我々としては再送信の同意を取り消すという立場になる。それ以外の部分については、それぞれの主体及び民間事業者間を中心に決めればよいところ。

**【義務再送信、裁定制度の存続】**

(日本ケーブルテレビ連盟)

- ケーブルテレビ経由で視聴している視聴者は、自主放送・電波障害対策施設等を含めて全国の世帯数の過半数を超えており、特に地形的要因や高層建築物などによる人為的要因による難視聴地域においては、難視聴を解消するためにケーブルテレビを活用することが有効な手段である。

義務再送信の実施事例はないが、この規定があるが故に、クリームスキミングを許さない抑止力が働いていると考える。放送の持つ基本的な使命が混乱なく実現するために、義務再送信制度を継続すべき。

- 有線テレビジョン放送法上の裁定制度については、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること等の「受信者利益」を保護し、ケーブルテレビの健全な発達を図るため、引き続き必要かつ有効であり、今後も継続すべき。

- 区域外再送信の同意については、地上放送事業者との間で、あっせん制度（～昭和 61 年）、裁定制度（昭和 61 年～）を前提として、数十年にわたり協議を積み重ねてきた歴史があり、この制度に変更を加えれば、解決しつつある区域外再送信の問題が再び顕在化することになり、大きな混乱を招くことになると考える。

この点について、放送事業者等が同意をしないことにつき「正当な理由」がない限り、総務大臣は同意すべき旨裁定することが定められているが、本年 4 月には「正当な理由」の解釈に関するガイドラインが策定され、現在、区域外再送信問題の解決に向け、このガイドラインを活用しつつ、関係者（ケーブルテレビ事業者、地上放送事業者）が協議中である点は配慮願いたい。

**【各論】**

(衛星放送協会)

- 再送信制度の中で CS 放送の同時再送信には触れられていないが、ケーブルテレビ事業者及び IPTV 事業者は CS 放送事業者の再送信同意により初めて放送が可能になっている。一方視聴者との契約には CS 放送事業者が関与していないが、番組内容について CS 放送事業者が責任を持っているのが現実である。この状況を法体系の中でどのように位置づけるのか検討をお願いしたい。

<p><b>(4) 表現の自由享有基準 (いわゆるマスメディア集中排除原則)</b></p> <p>表現の自由享有基準については、維持する方向で検討することは適当か。</p>	<p><b>【賛成】</b> (民放連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民・視聴者各層が多様な放送を享受するために、「放送局に係る表現の自由享有基準」は<u>存置する方向が適切であり、そのうえで多メディア化の進展に応じて緩和していくことが望ましい。</u></li> <li>○ 多メディア環境下において民放事業者が番組を充実させることによって、社会的役割を果たすとともに、コンテンツ産業の振興にいつそう貢献することが肝要である。このため放送産業の構造強化が不可欠であり、民放事業者の経営の選択肢を広げる観点から、「表現の自由享有基準」の不断の見直しが必要であると考え。</li> <li>○ また、新規放送メディアの円滑な立ち上げと普及促進には既存民放事業者のノウハウの活用が有効であり、他の参入希望者に比べ劣後の扱いとならないような制度整備を望むところである。</li> </ul> <p>(衛星放送協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会的影響力及び帯域の現状を踏まえれば、<u>現在の地上放送及び東経110度衛星放送については現状維持が、124/8度CS放送に関しては、大幅な緩和が適当と判断する。</u></li> </ul> <p>(スカパーJSAT)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>その他のメディアサービスに係る表現の自由享有基準の合理化を検討することは適当。</u> その際、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送については、「特別メディアサービス」である地上デジタル放送を受信可能なデジタルテレビ(三波共用受信機)での受信が可能で、その普及台数が急激に伸びていることから、合理化の程度について、個別に検討することが必要。</li> </ul>	
<p><b>(5) 「オープンメディアコンテンツ」に関する規律</b></p>	<p><b>【総論】</b> (マイクロソフト)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>オープンメディアコンテンツに対する規律は、情報通信法の包括対象から切り離し、目的毎に個別の一般法として整備した方が、状況の変化に対する政治主導の柔軟かつ機動的な対応を可能にし、規制強化に対して一定の歯止めを担保しやすいのではないか。</u> Q EU指令のように映像情報だけを対象にするという考え方もあるのではないか。</li> </ul>	

A リニア、ノンリニアの整理は、きちんとしていく必要があると思う。  
個人的には、電気通信事業法も放送法も、設備のボトルネック性を論  
拠に整理されていると思うので、設備と役務とその上で個人が個々にや  
っていくものと、少なくとも3レイヤーに分ける必要があり、ここでは、  
主に設備について議論した方がよいのではないかと思う。

(ヤフー)

○ 放送コンテンツを通信コンテンツとしても使いやすくするための枠組み  
の整備を要望。例えば、放送コンテンツを創作するにあたっては、あらゆる  
権利者から許諾を得る際に、通信コンテンツとしても利用できるような  
内容の許諾を得ることを「情報通信法（仮称）」に定めるなど、何らかの枠  
組みが整備されれば、放送で見損ねたコンテンツを通信で視聴できる可能  
性が高まる。

○ 1：1の通信を想定して作られている電気通信事業法において、n：nの  
インターネットを通信と同様の厳格な規定で考えることに無理はないか、  
再検討が必要。

○ 「通信の秘密」の在り方について、再検討が必要。

Q 電気通信事業法に含まれている通信の秘密の在り方を検討するという  
位置付けになるのか、それともプロバイダ責任制限法の中で免責範囲を  
クリアにするのか。

A 念頭にあるのは、現行の電気通信事業法の規定ぶりが、かなり包括的  
に書かれていること。解釈基準もなかなかはっきりしていなくて、昔か  
らある考え方をどうやって適用すべきかというのを、一々やっていかな  
ければならない。通信の実態が変わってきているので、事業法の通信の  
秘密の書きぶりのところを見直して欲しい。

A (マイクロソフト) もともと通信の秘密を広範に規定しているのは敗  
戦国。EU加盟国は既にEUのレギュレーションに合わせているので、  
日本が際だって通信の秘密を広範に定めているという実情がある。一方  
で、電気通信事業法等が設備規制であるために、日本人同士の通信であ  
っても、サーバーが米国にある場合には、パトリオットアクトや、最近  
成立したF I S A (Foreign Intelligence Surveillance) Amendment Act  
で、令状なしで外国人のメールを読むことができるという実情がある。  
これは、単に通信の秘密の解釈についての法的安定性を確保するという  
話だけではなくて、おそらくEUにおけるeコマース指令に対するハー  
モナイズをどうしていくかとか、あるいは新しくカメラにGPSが載る  
ようになって、被写体のプライバシーのような新しい問題も出てきてお

	<p>り、それを情報通信法の中に入れるかどうかは別として、非常に喫緊の課題であると認識している。</p>	
<p>① 「メディアサービス」として提供されるもの以外の「公然性を有する情報通信コンテンツ」（「オープンメディアコンテンツ」（仮称））に係る違法・有害情報対策について、現在は私法上の権利侵害情報のみがいわゆるプロバイダ責任制限法の対象となっているところ、その責任制限の範囲を諸外国の一部のように違法情報全般や刑事上の責任というところまで拡大するか検討することは適当か。</p>	<p><b>【積極的】</b> （ヤフー）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>プロバイダ責任制限法は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合に、民事的責任の制限については一定の手当てがなされているが、<b>刑事的責任については特別な手当がない。刑事責任の免責又は幫助犯規定の適用範囲の明確化が必要。</b></u></li> <li>Q <b>考え方としては、情報通信法の枠組みの中で、民事的責任については、プロバイダ責任制限法の考え方をとるべきだが、刑事的責任についてももう少し明解な適用規定を行うべきである、ということか。</b></li> <li>A <b>そのとおり。</b></li> </ul> <p><b>【消極的】</b> （マイクロソフト）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>プロバイダ責任制限法を刑事上の責任に拡大すべきかについては、違法性の判断をサーバー管理者に委ねた場合に萎縮したサーバー管理者が過度の情報削除を行うことが懸念されるため<b>慎重に検討すべき。具体的には責任制限の対象となる法律を限定列挙する、違法性の判断について外形要件を定める、紛争解決手続きを整備する</b>など、サーバー管理者等による<b>過度の情報削除に歯止めをかける仕組みを整備することが肝要。</b></u></li> </ul>	
<p>② 有害情報への対策を検討することは適当か。</p>	<p><b>【消極的意見】</b> （マイクロソフト）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>有害情報対策については、今年の通常国会で<b>青少年ネット規制法</b>が成立し、その附則で3年以内の見直しも明記されているところであり、当面は<b>経過を見守るべき。</b></u></li> </ul> <p>（インフォシティ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「オープンメディアコンテンツ」に対しては<b>情報通信法において規制の対象とするのは適当ではない</b>と考える。</li> <li>○ 特にユーザ自身を情報通信法の規制対象とするのは大いに疑問。</li> <li>○ 違法・有害情報対策については、基本的に情報通信法ではなくその他の一般的な法律において検討するのが適当ではないか。</li> <li>○ 仮に情報通信法で対策を講ずる場合でも、違法・有害情報の提供主体者</li> </ul>	

	に徹して圧力をかけるべきで、通信事業者、ISP 等に責務を課すべきではない。	
(6) その他	【コンテンツの流通の促進】	<p>(放送事業者H)</p> <p>○ 今後ブロードバンド上へ放送が進出することも想定されるが、テレビ局による自社のコンテンツの囲い込みが起こることを懸念。コンテンツの世界でドミナントであるテレビに対しては NTT に対する競争ルールのような規制がなく、通信と放送のバランスがとれていない。アメリカの放送波の開放ルール（フィンシンルール・プライムタイムアクセスルール）を採用するなど、バランスのとれた制度設計をして欲しい。</p> <p>(放送事業者 I)</p> <p>○ 民間を中心にある程度までコンテンツ市場を形成した上で、コンテンツ流通を促進させるための契約形式を確立させるための制度が必要。アメリカやイギリスでは、市場とともに制度、権利処理に関する契約条項が確立されてきた。</p> <p>コンテンツの流通促進について、国としては、放送局とプロダクションとの関係を法的に手当てし、著作権等の権利所有団体との契約条項を明確にすることを実現するような制度をつくる必要がある。</p>
	【コミュニティメディア】	<p>(放送事業者 J)</p> <p>○ 現在の日本のメディアは送り手と受けての隙間が大きい。ケーブル、FM、インターネット等メディアが多様化</p>



		<p>しているにもかかわらず、日本ではコミュニティに根付いたメディア発展がみられていない。諸外国と比較して、日本では市民が放送に参加するパブリックアクセスを法的に位置づけておらず、概念として捉えていないからではないかと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ コミュニティメディアは、マイノリティが情報発信の機会を得ること、地域文化の発展に資すること、情報の多元性・多様性が確保されること、メディアリテラシーに資することといった点から重要であり、日本でも根付かねばならないもの。</li><li>○ 審議会では、コミュニティFMやミニFM（免許不要局により行うFM局）についての議論がないが、共に出力制限を含め規制が厳しく制度緩和が必要。ミニFM放送は範囲が狭すぎ、例えば大学のキャンパス内でも届かない。</li></ul>
--	--	--

## 5. プラットフォーム規律

事 項	委員会におけるヒアリング概要	事務局個別ヒアリング概要
<p><b>(1) 既存のプラットフォーム規律の位置付け</b></p> <p>現行の有料放送管理事業に係る規律については、新たな法体系への移行に際して、コンテンツ規律として位置付けるか、コンテンツ規律とは区分して位置付けるかに関し、放技術的な観点から検討することは適当か。</p>	<p><b>【現行のプラットフォームの位置付け】</b> (衛星放送協会)</p> <p>○ <u>プラットフォーム規律はコンテンツ規律とは区別して位置づけるべき。</u></p>	
<p><b>(2) その他</b></p>	<p><b>【CATV へのプラットフォーム規律】</b> (スカパーJSAT)</p> <p>○ 利用者は、CS チャンネルを視聴したい場合、ケーブルテレビ事業者のサービス・料金とスカパー！各サービスのサービス料金を比較して検討している。</p> <p>そのため、既存のプラットフォーム規律を新たな法体系に移行する際には、競合サービスであるケーブルテレビ事業者に対しても、放送プラットフォーム規律の適用を希望。</p> <p>Q ケーブルテレビ事業者に対して適用を望む放送プラットフォーム規律の具体的な内容は何か。</p> <p>A 現行のプラットフォーム規律をケーブル事業者にも適用するというよりは、プラットフォーム規律という形で新たに法体系を整備するのであれば、同じ規律を衛星系も有線系も適用していただきたいということ。</p> <p>Q ケーブルテレビ事業者との競合の程度はどうか。</p> <p>A 視聴者側から見ると類似のサービスに見えるため、かなりの競合状態にあるといえる。</p> <p>Q 不当な差別的取扱いの禁止をかけておくのか、あるいはもう少し厳しい取引規制はあり得るのか。</p> <p>A プラットフォーム規律の中でかなり重要な部分は、諸外国はむしろCASの方に着目している。<u>CASは、非常に明確なボトルネック</u>。あとは、番組供給事業者に対する差別的取扱いをしないということをケーブル</p>	

	<p>とかも包含して実現していくのがいいのかということは議論のあるところ。あくまで衛星はきつく、ケーブルはすごく違っているということがないようにという観点。</p> <p>(衛星放送協会)</p> <p>○ 現在有料放送管理事業の規律の適用となっているのは、CS 放送のプラットフォームだけだが、<u>大手ケーブルテレビ MSO や大手 IPTV 事業者も含めた共通の規律が必要</u>と考える。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>【CAS 規律】</b></p> <p>(衛星放送協会)</p> <p>○ <u>CAS 事業者もプラットフォームと見なすべき</u>で、透明性の確保のための規律が必要と考える。</p>	
--	--	--

## 6. レイヤー間の規律

事 項	委員会におけるヒアリング概要	事務局個別ヒアリング概要
<p><b>(1) 紛争処理</b> 異なるレイヤーに属する事業者間の連携を促進する観点から、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁について、レイヤー間の紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で検討することは適当か。</p> <p><b>(2) 公正競争確保のためのレイヤー間規律の在り方</b> 現行の電気通信事業法における公正競争確保のための規律等を踏まえ、新たな法体系の中で公正競争確保のための所要の制度整備の在り方について検討を加えることは適当か。</p>	<p><b>【反対】</b> (民放連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異なる事業形態や事業目的を持つ事業者間の紛争の解決は、<u>基本的には事業者間の協議に委ねることを原則とすべきである。</u></li> <li>○ 電気通信事業紛争処理委員会の対象範囲を、表現の自由との関係が問題となりうる「<u>放送</u>」を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争にまで拡大する方向で検討することは適切でない<sup>1</sup>と考える。</li> </ul> <p>(衛星放送協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在 CS 放送においては、プラットフォーム事業者との協議を踏まえて「<u>自主ガイドライン</u>」を策定し、透明性の確保と両者間の公正な関係の維持を図っている。有識者を含めた「プラットフォームガイドラインに関する委員会」に仲裁機能を付しており、加えて委員会は提訴がなくても定期的に開催されガイドラインが適正に運用されているかどうかを検証している。 従って、<u>大手ケーブル MSO や IPTV 事業者にも同様の「自主ガイドライン」の策定を求めたい。もしそれが不可能ならばプラットフォーム規律の法制化と電気通信事業紛争処理委員会の機能拡大による解決も一案と考える。</u></li> </ul> <p><b>【賛成】</b> (衛星放送協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンテンツの公正競争確保が必要。</li> </ul> <p>(インフォシティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伝送設備を有しているコンテンツ事業者と有していないコンテンツ事業者との間の公正競争の確保が必要。</li> </ul>	<p>(コンテンツ事業者G)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>モバイルコンテンツビジネスのうち、公式サイトビジネスは、携帯キャリアがその選択権、具体的なビジネスの内容を支配しており、コンテンツプロバイダは自律的運用が困難。</u></li> <li>○ 公式サイトビジネスには、携帯キャリアのグループ会社や提携会社もコンテンツプロバイダとなっており、こうした会社が優遇されているのが実態。</li> <li>○ こうした不公平性を取り除く機能としての<u>紛争処理手段もニーズはあるが、紛争処理手段を使った後、嫌がらせ（締め出し）があり得ることを考えると、誰もそうした仕組みを使わないのではないか。</u></li> </ul>

## 7. 利用者利益の確保・向上のための規律

事 項	委員会におけるヒアリング概要	事務局個別ヒアリング概要
<p><b>(1) 利用者利益の確保・向上のための規定の整備</b></p> <p>伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定（現在の電気通信事業法の規定における重要事項の説明、苦情処理等）について、メディアサービス等の情報通信サービス全体に適用することは必要か、及び充足すべき規定はないか検討することは適当か。また、利用者を直接救済する規定として、例えば、問題発生時に利用者からの解除権や取消権のような民事的な効果を付与する方向で検討することが適当か。</p>	<p>（全国消費生活相談員協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気通信サービスにも以下の観点から、<u>民事効のついた法律が必要</u>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業法の規定は事業者規制であり、個別の消費者の被害を救済する法律とはなっていない。</li> <li>・電気通信サービスは、特定商取引法の適用除外指定</li> </ul> </li> <li>Q <b>新たな法体系の中で、被害者が救済されるような民事効も入れていくようなことが適切だと考えているのか。</b></li> <li>A <b>どの方法が一番よいのかはわからない。販売形態から考えると、通信サービスを特定商取引法の適用除外としないでほしいと思うが、放送も、ワンセグ等新たな様々なサービスがされているということになると、こういった形で個別の消費者の被害の救済が図られたらよいのか考えには及んでいない。</b></li> </ul>	<p>（弁護士K）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の電気通信事業法には行政規制しかないが、<u>本来は民事規制と行政規制のベストミックスが望ましい</u>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>今の通信サービスの法制度の在り方は、世の中のインフラのサービスとして、もっと民事法のルールを適用すべき。原則と特例の二本立てにするのが合理的。問題によっては約款の中で、利用者の属性に応じて階層化を行うことが考えられる。</li> <li>ほっておくと自分の懐が痛むような制度が事業者インセンティブを与えるためには有効。役所にどうこう言われるより民に批判される方が効く。民事法は意外と使える。役所は形だけ揃っていればいい、というアプローチ。民からのアプローチも必要。</li> </ul> </li> <li>○ アナログの地上波放送は今は無料だが、今後、放送が通信に寄ってって特定された消費者と放送事業者とが個々に契約することになれば、他の業態と同じになるので、勧誘、契約の仕方、中身（約款）、具体的なサービス、不具合の改善の制度など、時系列に従った流れの適正な在り方について考えなければならない。</li> <li>さらに、時系列を縦に切ったときのそれぞれの面、例えば説明義務、継続的契約、退出ルールの適切性や囲込み、オーバートーク等をどう処理するか、についても定めるべき。</li> </ul>

	<p>○ 電気通信サービスは、複数の事業者が関わるため、契約関係がわからず、1社のみ解約して、すべて解約したと勘違いして、契約が残ってしまう場合や、ID・パスワードがわからずに解約ができない場合がある。電気通信事業法では、適切かつ迅速な苦情処理を規定しているが、事業者の相談対応はメールのみであったり、複数の事業者がかかわるため、たらい回し等の相談がある。<u>ワンストップでの問題解決ができる相談窓口が必要。</u></p>	
--	---	--

## 8. その他

事 項	委員会におけるヒアリング概要	事務局個別ヒアリング概要
<p><b>(1) 特定の法人の位置付け</b>            法律で規定された特定の法人であるNTT及びNHKの業務内容に関する規定の位置付けについては、新たな法体系の在り方について検討する際に、これら特定の法人に影響が及び得る場合に検討することは適当か。</p>	<p><b>【各論】</b>            (民放連)            ○ 特定の法人の位置づけ            ・ 仮に放送法を包括法に含めるのであれば、放送法にその存立根拠を持つ <u>NHK</u> を制度上、どのように位置づけるのかについて、<u>検討の方向性を明確にすべき</u>である。</p> <p>(NHK)            ○ <u>通信・放送融合の時代にふさわしい、NHKの役割・あり方の検討</u>            Q NHKでやるインターネットに関する事業については10億円なり40億円なりの事業上限がついているということを聞いたが、これと今の融合の時代での公共放送のあり方の展開についてはどのように考えているのか。            A 今回紹介しているNHKオンデマンドは、権利処理、ブロードバンドを使うための経費があり、これは利用料金をいただくという有料の形で12月1日からスタートする。            一方、NHKの受信料によるサービスについては、今回視聴者や国民の意見を伺った上で40億円規模となったが、受信料を使う以上、無制限に使えるものではないので、こちらについては視聴者の理解を得つつ、どういう形が一番サービスとして必要なのかといった点を留意して進めていきたい。</p>	